

令和7年度 随時報告 (10~12月分)

| No. | タイトル | 事実 | 意見・提言 | 対応区分 |
|-----------|--------------------------------------|--|---|------|
| 7 | 農林水産省が10月31日に公開した令和7年度「全国ジビエフェア」について | <p>本年、10月31日に農林水産省のホームページに、「令和7年11月1日(土曜日)から令和8年2月28日(土曜日)まで、令和7年度「全国ジビエフェア」を開催します。」と掲載されている。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/251031.html</p> | <p>リスクについての情報にすぐアクセスできるよう、厚生労働省の「ジビエ（野生鳥獣の肉）の衛生管理」のホームページのリンク</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01_00021.html</p> <p>を同時掲載するなど、このようなイベント時に食中毒の注意喚起ができるような、一般消費者にもすぐわかるポスター(A41枚で気を付けるポイントがすぐわかるもの)をリスクコミュニケーションの一環として、作成してほしい。今回、ネットで検索したが、フェアのようにわかりやすいポスター等はなかった。今後もジビエの普及を続けていくのであれば、リスクについても同じくわかりやすいツールが必要と考える。</p> | ① |
| 共有先：農林水産省 | | | | |

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成

| No. | タイトル | 事実 | 意見・提言 | 対応区分 |
|-----|------------------|--|--|------|
| 8 | 国税庁ホームページの記載について | <p>アルコール摂取と発がん性およびその他の体への悪影響については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立がん研究センターからは「飲酒は、肝細胞がん、食道がん、大腸がん、頭頸部がんと強い関連があり、男性の胃がん、女性の閉経前の乳がんに関連があることが分かっています。がんの予防には飲酒をしないことがベストで、飲酒量を減らすほどがんのリスクは低くなります。飲まない人、飲めない人は無理に飲まないようにしましょう。」と発信している。 <p>https://ganjoho.jp/public/pre_scr/cause_prevention/evidence_based.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、2017年に報告された韓国で行われた大規模研究では、少量飲酒でもがんリスクが上昇することが確認されている。The relationship between drinking alcohol and esophageal, gastric or colorectal cancer: A nationwide population-based cohort study of South Korea <p>しかし、国税庁のHP https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/tekiseiinshu/01.htmには、以下の説明がある。</p> <p>(飲酒運転根絶及び適正飲酒推進のための周知・啓発活動について 国税庁)</p> <p>(2) 適正飲酒の推進 (飲酒運転根絶及び適正飲酒推進のための周知・啓発活動について 国税庁)</p> <p>「酒は百薬の長」という言葉もあるように、昔から適度な飲酒は心身によい影響を与えることが広く知られています。飲酒は、精神のストレスを和らげ、血行を促進し食欲を増進するなど健康を守るうえで、一定の効果を生むものと考えられます。</p> | <p>国税庁のHPには、アルコールは適量ならば健康増進に役立つと書かれていますが、適量が存在するわけでは無いので、HPの記載について、訂正を求める。</p> | ② |

国税庁よりの回答： 国税庁では、現在「お酒に関する情報」ページの改修作業を行っており、掲載情報の整理を進めております。ご指摘いただいたページは、過去の一時点の取組に関する情報を掲載したものであり、削除を予定しております。

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスクミの改善点に関するもの (自ら評価案件の提案を含む) → 委員会にて回答作成